ト　応答のための装置からの電波を受信できること。ただし、専ら無線電力伝送用に使用するものについてはこの限りでない。

［ニ　略］

三　二、四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの（移動体識別用のものに限る。）

［イ～ニ　略］

四　二・四GHz帯の周波数の電波を使用するもの（無線電力伝送用のものに限る。）

イ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ　送信空中線は、指向性を有するものであつて、その絶対利得が二四デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二四デシベルの送信空中線に一五ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンス（発射電波に近接する周波数の電波の受信を含む。次号ニにおいて同じ。）を備え付けていること。

五　五・七GHz帯の周波数の電波を使用するもの（無線電力伝送用のものに限る。）

イ　空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができないこと。

ロ　送信空中線（ハに掲げるものを除く。）は、指向性を有するものであつて、その絶対利得が二五デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二五デシベルの送信空中線に三二ワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ハ　受電装置（無線電力伝送を受ける装置がその位置を示すこと等を目的として電波を発射するための送信設備をいう。以下同じ。）の送信空中線は、その絶対利得が五デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得五デシベルの送信空中線に〇・三二ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を送信空中線の利得で補うことができるものとする。

ニ　総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するキャリアセンスを備え付けていること。ただし、受電装置についてはこの限りでない。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～７　略］	［略］	［略］
８　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１　略］ ２　陸上局及び移動局（注20、31、34、35、36、47、57） ［３～７　略］	［略］ ［略］ ［略］
［９　略］	［略］	［略］

ト　応答のための装置からの電波を受信できること。

［ニ　同上］

三　二、四五〇MHz帯の周波数の電波を使用するもの

［イ～ニ　同上］

［新設］

［新設］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～７　同左］	［同左］	［同左］
８　2,450MHzを超え10,500MHz以下	［１　同左］ ２　陸上局及び移動局（注20、31、34、36、47、57） ［３～７　同左］	［同左］ ［同左］ ［同左］
［９　同左］	［同左］	［同左］